

連結会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
- ② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

＜行田市水道事業会計のみ該当＞

- ① 材料……………先入先出法・切放法による低価法
- ② 材料以外……………先入先出法・原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 退職手当引当金
職員の退職給付の支給に備えるため、会計年度末の退職給付の要支給額に相当する金額を計上しています。
- ② 賞与等引当金
職員に対する賞与等の支給に備えるため、翌年度支給見込額のうち本年度の負担すべき金額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超える連結対象団体はありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更はありません。

(2) 表示方法の変更

変更はありません。

(3) 資金収支計算書

変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

小口事業資金及び商工業振興資金について、埼玉県信用保証協会が行う市町村制度金融保証の債務の保証の引き受けに係る損失補償契約を締結しております。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例 連結割合
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険事業費特別会計	特別会計	全部連結	—
交通災害共済事業費特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業費特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業費特別会計	特別会計	全部連結	—
彩北広域清掃組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	71.7%
埼玉県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.051%
彩の国さいたま人づくり広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	※1
荒川北縁水防事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	22.64%
行田羽生資源環境組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	57.5%
行田市土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
行田市産業・文化・スポーツいきいき財団	第三セクター等	全部連結	—
行田市中小企業退職金共済会	第三セクター等	全部連結	—
行田市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—

※1 彩の国さいたま人づくり広域連合が通知した割合に基づいて比例連結

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。